インフォメーション

令和7年4月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

特定親族特別控除の創設 2025 年税制改正情報

前回に引き続いて、令和7年度税制改正大綱の一つで、19歳から22歳の大学生年代の 子等を扶養する親の税負担を軽くする「特定親族特別控除」が公表されました。

1. 現 状

現在、特定扶養親族(扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満)の子等を持つ親は、子等の合計所得金額が 48 万円 (**給与収入のみであれば 103 万円**)までであれば、**63 万円の特定 扶養控除**の適用がありますが、<mark>48 万円を超えると特定扶養控除の適用はありません</mark>。

2. 改正後

(1)控除額

新たに「特定親族特別控除」を新設し、大学生年代の子等(19 歳以上 23 歳未満)の合計所得金額が 85 万円(**給与収入のみであれば 150 万円**)までは、特定扶養控除と同額の **63 万円の控除**を受けられるようにするとともに、<mark>合計所得金額が 85 万円を超えた場合であっても 123 万円 (給与収入のみであれば 188 万円)まで</mark>は段階的に逓減した控除の適用が受けられるようになります。

親族等の <mark>合計所得金額</mark>	控除額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3万円

(「令和7年度税制改正大綱」より)

(2) 適用開始時期

令和7年分以後の所得税(給与所得者は令和7年分の年末調整)から適用開始となり、住 民税については令和8年度分以後から適用開始となります。